

令和 8 年 9 月 1 日

令和 8 年

第 4 回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

令和 8 年第 4 回南部町議会定例会付議案件

目次（令和 8 年 9 月 1 日提出分）

議案第 4 9 号	令和 7 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 0 号	令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 1 号	令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 2 号	令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 3 号	令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 4 号	令和 7 年度南部町水道事業会計決算の認定について
議案第 5 5 号	令和 7 年度南部町下水道事業会計決算の認定について
議案第 5 6 号	令和 7 年度南部町病院事業会計決算の認定について
議案第 5 7 号	令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
議案第 5 8 号	南部町印鑑条例の一部改正について
議案第 5 9 号	南部町保育所条例の一部改正について
議案第 6 0 号	南部町活性化施設条例の一部改正について
議案第 6 1 号	南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
議案第 6 2 号	令和 8 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 3 号	令和 8 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 4 号	令和 8 年度南部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 5 号	令和 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 6 号	財産の無償貸付及び譲与について

議案第 4 9 号

令和 7 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度南部町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 0 号

令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 1 号

令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 2 号

令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 3 号

令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定に
より、令和 7 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙
監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 4 号

令和 7 年度南部町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度南部町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 5 号

令和 7 年度南部町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度南部町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 6 号

令和 7 年度南部町病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度南部町病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 7 号

令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度南部町在宅生活支援事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 認 定

南部町議会議長 景 山 浩

議案第 5 8 号

南部町印鑑条例の一部改正について

次のとおり南部町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町印鑑条例の一部を改正する条例

南部町印鑑条例（平成１６年南部町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「又は漢字圏の外国人住民（本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。）（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）」を加える。

第６条第１項第７号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に改め、同条第２項中「作成することができる」を「作成するものとする」に改める。

第１５条第１項中「個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）」を「個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）」に改め、同条第２項中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 9 号

南部町保育所条例の一部改正について

次のとおり南部町保育所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町保育所条例の一部を改正する条例

南部町保育所条例（平成１６年南部町条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表さくら保育園の項及びつくし保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和８年１１月２２日から施行する。

議案第 6 0 号

南部町活性化施設条例の一部改正について

次のとおり南部町活性化施設条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定
により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町活性化施設条例の一部を改正する条例

南部町活性化施設条例（平成 1 6 年南部町条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表笹畑直販所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 9 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

南部町病院事業の設置に関する条例（平成１６年南部町条例第１７５号）の一部を次のように改正する。

別表第４の１の表中「

介護医療院における食費 （１日当たり）	介護保険法第５１条の３第２項第１号又は同法第６ １条の３第２項第１号に定める食費の基準費用額
------------------------	---

」を「

介護医療院における食費 （１日当たり）	介護保険法第５１条の３ 第１項の厚生労働省令で 定める要介護被保険者	介護保険法第５１条の３ 第２項第１号に定める食 費の基準費用額
	介護保険法第６１条の３ 第１項の厚生労働省令で 定める居宅要支援被保険 者	介護保険法第６１条の３ 第２項第１号に定める食 費の基準費用額
	上記以外の者	平成８年厚生省告示第２ ０３号における区分「健康 保険法施行規則（大正１５ 年内務省令第３６号）第５ ８条各号に該当する者以 外の者」の額の３食分

」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

別 冊

< 補正予算 >

令和 8 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度南部町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）